

平成18年度軽米町人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免

ア 職員の採用（平成18年度）

合 計	一般行政職	技能労務職	医療職その他
2 人	1 人	—	1 人

イ 職員の退職（平成17年度）

区 分	合 計	一般行政職	技能労務職	医療職その他
定年退職	1 人	1 人	—	—
勸奨退職	5 人	5 人	—	—
そ の 他	1 人	1 人	—	—
計	7 人	7 人	—	—

(2) 職員数

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成17年	平成18年			
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	
		総 務	32	30	△ 2	特定課題対策室の廃止 (△2) 会計課と税務課の統合 (△1) 選管事務局専任職員の配置 (1)
		税 務	9	9	0	
		民 生	39	40	1	町民福祉課と保健課の統合 (△1) 地域包括支援センター職員の配置 (2)
		衛 生	10	9	△ 1	地域包括支援センターへ配置換え (△1)
		農 林 水 産	16	14	△ 2	農林道整備管理部門の移管 (△2)
		商 工	5	4	△ 1	農林課と商工観光課の統合 (△1)
		土 木	7	9	2	農林道整備管理部門の移管 (2)
	計	121	118	△ 3		
	教 育 部 門	29	28	△ 1	公民館専任職員の廃止及び学校教育課と 生涯学習課の統合 (△1)	
小 計	150	146	△ 4			
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	7	6	△ 1	組織・機構の見直しによる (△1)	
	そ の 他	26	26	0		
	小 計	33	32	△ 1		
合 計		183 [218]	178 [218]	△ 5 [0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

イ 年齢別職員構成の状況（平成18年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳以上	計
職員数	0人	1人	4人	5人	7人	12人	20人	29人	35人	39人	26人	178人

ウ 定員適正化計画の数値目標

（ア）定員適正化目標（数・率）

計 画 期 間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成16年4月1日	平成22年4月1日	平成15年度現員数の16.2% (32人)の純減

（イ）定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

部 門	区 分	15年	16年	17年	18年	16年～18年	（参考） 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	計	
一般行政	職員数	129	128	121	118	—	109
	増 減		△ 1	△ 7	△ 3	△ 11 (55.0%)	△ 20
教 育	職員数	32	31	29	28	—	26
	増 減		△ 1	△ 2	△ 1	△ 4 (66.7%)	△ 6
公営企業 等 会 計	職員数	36	35	33	32	—	30
	増 減		△ 1	△ 2	△ 1	△ 4 (66.7%)	△ 6
計	職員数	197	194	183	178	—	165
	増 減		△ 3	△ 11	△ 5	△ 19 (59.4%)	△ 32

- （注） 1 計画期間は、16年～22年の7年間です。
 2 （ % ）内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示します。

2 職員の給与の状況

町では、厳しい町財政等を踏まえ、職員給与費を抑制する特例措置を実施しています。具体的には次表に掲げるとおりです。

	抑制措置	対 象	内 容
特 別 職	給料月額の減額	町 長	平成18年4月～平成19年3月 7%減額
		助役・教育長	平成18年4月～平成19年3月 6%減額
	給料月額及び期末 手当の減額	議 長	平成18年4月～平成19年3月 9,000円減額
		副 議 長	平成18年4月～平成19年3月 7,000円減額
一 般 職	給料月額	議 員	平成18年4月～平成19年3月 6,000円減額
		技能労務職を除く一般行政職等	平成18年4月～平成19年3月 5%減額
		技能労務職	平成18年4月～平成19年3月 3%減額

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 16年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
17年度	11,490	5,579,406	141,700	1,494,095	26.8	25.2

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（一般会計予算）

区分	職員数 A	給与			計 B	一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
	人	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	150	609,125	83,872	261,219	954,216	6,361

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数です。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（平成18年4月1日現在）

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
軽米町	339,888 円	46.8 歳	300,013 円	51.1 歳
国	328,477 円	40.4 歳	286,500 円	48.4 歳

(4) 職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

区分	軽米町	国
一般行政職	大学卒	170,200 円
	高校卒	138,400 円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成18年4月1日現在）

区分	経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	254,600 円	301,300 円
	高校卒	228,300 円	268,200 円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補、技師補、主事、技師	5 人	5.0 %
2 級	主事、技師	4 人	4.0 %
3 級	主任、主査	46 人	46.5 %
4 級	課長補佐、主任主査	28 人	28.3 %
5 級	課長、担当主幹	10 人	10.1 %
6 級	課長、担当主幹	6 人	6.1 %

(注) 1 軽米町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(7) 主な職員手当の状況

(ア) 扶養手当、住居手当、通勤手当（平成18年4月1日現在）

区 分	内容及び支給単価
扶養手当	1 配偶者 月額13,000円
	2 配偶者以外の扶養親族2人まで 月額6,000円
	・配偶者のいない場合の1人目 月額11,000円
	・扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目 月額6,500円
	3 その他の扶養親族 月額5,000円
	※ 年度当初15～22歳の子の場合には、5,000円が加算される。
住居手当	1 借家・借間居住者 月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対し、家賃に応じ月額27,000円まで
	2 自宅居住者 月額3,000円（新築・購入後5年間）
通勤手当	1 交通機関等利用者 運賃等に応じて月額70,000円まで
	2 自家用車利用者 通勤距離に応じて月額25,000円まで

(イ) 時間外勤務手当（全会計）

区 分	平成17年度	平成16年度
支給実績	28,480 千円	31,394 千円
職員1人当たり平均支給年額	176 千円	183 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(ウ) 特殊勤務手当（全会計）

著しく、危険、不快、不健康または困難な業務に従事する職員に支給されます。

支給実績（平成17年度決算）	3,646 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	81,014 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成17年度）	24.7 %
手当の種類（手当数）	8 種類
支給額の多い手当	社会福祉施設勤務手当
多くの職員に支給されている手当	社会福祉施設勤務手当

(エ) 期末・勤勉手当（全会計）

軽 米 町	国
1人当たり平均支給額（17年度） 1,707 千円	—
(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職務の級による加算措置 ・役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(オ) 退職手当 (平成18年4月1日現在)

軽 米 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・ 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			・ 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
・ 退職時特別昇給 (勸奨:退職時4~8号給)					
1人当たり平均支給額		23,286 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(8) 特別職の報酬などの状況 (平成18年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給料	町 長	649,140 円	(698,000 円)	※給料減額措置: 7%
	助 役	532,980 円	(567,000 円)	※給料減額措置: 6%
	収入 役	-		
報酬	議 長	261,000 円	(270,000 円)	※報酬減額措置: 月額9,000円
	副 議 長	218,000 円	(225,000 円)	※給料減額措置: 月額7,000円
	議 員	195,000 円	(201,000 円)	※給料減額措置: 月額6,000円
期末手当	町 長	(18年度支給割合)		
	助 役	3.35月分		
収入 役	議 長	(18年度支給割合)		
	副 議 長	3.35月分		
退職手当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	助 役	698,000円×在職月数×0.425	14,239 千円	任期毎
	収入 役	567,000円×在職月数×0.245	6,667 千円	任期毎
		-	-	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置前の額です。

2 平成16年7月1日より収入役を廃止しています。(事務は助役が兼掌しています。)

3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率のに基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

2 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	休憩時間
40時間	8:30	17:15	12:00~12:15 15:00~15:15	12:15~13:00

(2) 年次有給休暇の取得状況 (平成17年1月1日～平成17年12月31日)

総付与日数 A	総取得日数 B	対象職員数 C	平均取得日数 B/C	取得率 B/A×100
4,927.4 日	1,418.6 日	124 人	11.4 日	28.8 %

(3) 特別休暇等の状況 (平成18年4月1日現在)

休 暇 の 種 類	付与日数・期間等
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要な期間
証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要な期間
予防接種又は健康診断を受ける場合 (法令等の定めがある場合に限る)	必要と認められる期間
骨髄提供等 (親族以外) に伴い必要な検査、入院等をする場合	必要と認められる期間
ボランティア活動 (親族に対する支援となる活動を除く) を行う場合	一の年において5日の範囲内の期間
結婚をする場合	連続する7日の範囲内の期間
妊娠に起因する障害のため勤務することが著しく困難であると認められる場合	10日の範囲内の期間
妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法の保健指導又は同法13条の健康診査を受ける場合	町長の定める範囲内の期間
妊娠中の女子職員の業務が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	適宜休憩し、又は補食するために必要な時間の範囲内の期間
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を越えない範囲内の時間
6週間 (母性保護のため必要がある場合にあつては8週間、多胎妊娠の場合にあつては14週間) 以内に出産する予定である女性職員が請求した場合	出産の日までの請求した期間
女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
生後1年に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ1時間の期間
小学校入学前の子の看護 (負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう) の場合	一の年において5日の範囲内の期間
生理日の就業が著しく困難である場合	2日の範囲内の期間
職員の妻が出産する場合	2日の範囲内の期間
忌引きの場合	死亡した親族に応じて定められた期間 (1日～10日間)
職員が配偶者、父母又は子の追悼のための特別な行事を行う場合	1日の範囲内の期間
夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合	一の年の7月から9月までの期間内において、原則連続する3日の範囲内の期間
災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等をする場合	7日の範囲内の期間
災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合	必要と認められる期間
災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間

(4) 育児休業の状況（平成17年度）

ア 育児休業の取得者数

区 分	男 性	女 性
新たに育児休業を取得した者	－	－
前年度から引き続いている者	－	1人

イ 育児休業の承認期間（新たに取得した職員）

期 間	3月超え6月以下	9月超え1年以下	計
取得職員数	－	－	－

(5) 介護休暇の取得状況（平成17年度）

配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするために6月の範囲内で介護休暇を取得することができますが、平成17年度に取得した職員はありませんでした。

3 分限及び懲戒処分者の状況（平成17年度）

(1) 分限処分者の状況

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保から、病気で勤務に耐えられない場合等の一定の理由がある場合、任命権者が当該職員をその意思に反して免職、休職、降任、降給のいずれかの不利益な処分を行うことを言います。

平成17年度に処分を受けた職員は1人となっています。処分の内容は、病気に伴う休職処分です。

(2) 懲戒処分者の状況

懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持するため、職員の職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行があった場合、その道義的責任として処分を行うことを言います。処分には、戒告、減給、停職、免職があります。

平成17年度において、懲戒処分を受けた職員はありませんでした。

4 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況（平成17年度）

区 分	回 数	人 数
岩手県が主催したもの	3回	9人
岩手県町村会が主催したもの	7回	11人
二戸地区広域行政事務組合が主催したもの	3回	12人
軽米町が主催したもの（指定管理者制度研修）	1回	22人
軽米町が主催したもの（職員健康管理講習会）	1回	48人
軽米町が主催したもの（情報セキュリティー研修）	1回	3人
軽米町が主催したもの（接遇研修）	1回	4人

(2) 勤務成績の評定（平成17年度）

未実施

5 福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況（平成17年度）

区 分	受診者数
循環器検診	148 人
胃 検 診	84 人
乳 ガ ン 検 診	30 人
子宮ガン検診	24 人

6 勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立等の利益保護の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求に関する状況（平成17年度）

該当なし

(2) 不利益処分に関する不服申立の状況（平成17年度）

該当なし